

オリンピック・ムーブメントとジェンダー

IOC の提言の射程と課題

コーディネーター 建石真公子 (法政大学)

キーワード：オリンピズム、オリンピック・ムーブメント、IOC、ジェンダー、平等

IOC はなぜ参加国に対して拘束力を持った規範を提示できるのか

「オリンピズムとは、スポーツを人類のために役立てるための哲学である。この哲学は、身体、意思、そして精神の質に負っている。この哲学は、オリンピック・ムーブメント及びオリンピック大会の核心となる要素である」と IOC の HP は説明する。こうした「人類に資するためのスポーツ」という目的は、19 世紀末にクーベルタンによってオリンピックが再興された時点で、すでに「新しいオリンピック大会は人類の理想に役立つものでなければならない」と表明されていた¹。

こうした理念を遂行するためには、IOC は、独自の原則（規範）を文書で提示し、その遵守を参加国に求めることが必要となる。そして、この文書の規範性を維持するために、IOC は、各国家からの独立を維持している。する、これは国際社会において私的組織としては特異な地位を維持していることを意味する。たとえば、『オリンピック憲章』以来 IOC の採択する諸原則は、一般的な国際法とは異なり、「諸国家の介入を排して解釈され、適用される法」²として理解されている。

また、IOC 文書が招致都市(国)において国内法に優位して適用される根拠として、オリンピック憲章規則 33 は、オリンピック競技大会の開催立候補申請の際に「当該公的機関と NOC は、オリンピック競技大会が IOC の求める条件を満たし、その条件のもとで組織運営されることを保障しなければならない」³と定めている。この規則は、国内法制度をオリンピック憲章等に従わせるという意味で、明らかに国の主権に対する介入にあたるが、立候補都市(国)はこの規則を当然

のものとして受け入れている。このような拘束力は当然ながら民主主義との関係で危険な要素も含むため、開かれた組織において発展させることが要請される。

このように参加国、特に大会招致都市に課される誓約のうち、ジェンダーに関してはどのような方針が示されているのだろうか。

オリンピック・ムーブメントとジェンダー

2014 年版『オリンピック憲章』によれば、「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きをおく平和な社会を促進することをめざし、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てること」であり、「スポーツをすることは人権の 1 つ」として「すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、(略) スポーツをする機会を与えられなければならない」とある。この差別の中には、「性別、性的指向」によるものが含まれるが、IOC の「平等」についての視野は「スポーツをする機会の保証」に留まらない。「IOC の使命と役割」には、「男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を奨励し支援する」ことが掲げられている。すなわちオリンピック・ムーブメントの目指す価値の中には、ジェンダー・バイアスに基づく差別を撤廃することがうたわれている。

オリンピック・アジェンダ 2020 による進展

昨年採択された『オリンピック・アジェンダ 2020』(IOC, 2014 年 11 月 18 日)の提言は、「男女平等を推進する」とともに、特に第 11 提言は「IOC は国際競技連盟と協力し、オリンピック競技大会への女性の参加率 50%を実現し、オリンピック競技大会への参加機会を拡大することによりスポーツへの女性の参加と関与を奨励」、「男女混合の団体種目の採用を奨励」するとしている。つまり、50%という達成目標を掲げたクォータ方式のアファーマティブ・アクションにより女性の「参加機会の平等」の実現をめざすとともに、身体的な能力や特徴に基づく男女別枠＝「条件の平等」という既成概念を再考し、性差を問わない「男女混合」団体競技の採用を奨励することで、性別による区分のもたらす種々の課題を乗り越えようとする。

ジェンダー概念は、これまでの歴史の中で形成され

¹ Yves-Pierre BOULONGNE, Pierre de Coubertin, humaniste et pédagogue : dix leçons sur l'Olympisme, CIO, Lausanne, 1999, 286 p.

² Jacques CHEVALLIER, « Mondialisation du droit ou droit de la mondialisation ? », in Charles-Albert MORAND (dir.), Le Droit saisi par la mondialisation, Bruylant, Bruxelles, 2001, p. 38.

³ オリンピック憲章 規則 33 § 3(2014 年版)。

た「性差は自然である」という認識が「人為的」であること、また近代的人権論のよって立つ「普遍的な人」概念が男性を意味していたことを明らかにし、新たな「個人」の尊重や平等実現の構築を要請している。オリンピック・ムーブメントにおいては、身体を含めあらゆる分野において性差という課題を乗り越えること、個人を尊重することが示されたが、どのように実現しうるだろうか。

本シンポジウムは、次のような報告によって、「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」の現状と今後の課題について明らかにしたい。

- ・「国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向－IWG、IOC、国際連合を中心に－」
田原淳子（国士舘大学）
- ・「セクシュアル・マイノリティに対するIOCの対応」
（仮）結城和香子（読売新聞社）
- ・「セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と日本の対応」 高峰修（明治大学）

国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向

－ IWG、IOC、国際連合を中心に －

田原淳子（国士舘大学）

キーワード：IWG、IOC、国際連合、世界女性スポーツ会議

1. 女性とスポーツに関する国際ワーキング・グループ（IWG）における取り組み

女性とスポーツに関する最初の国際会議は、1994年5月5～8日にイギリスのブライトンで開催された。同会議では、特に、女性がスポーツに参加する際に直面する不均衡を是正するために、どのように変化の過程を加速させるべきかが議論され、スポーツにおけるあらゆるレベル、職務、役割に女性の参加を拡大するための行動指針として「ブライトン宣言」が承認された。その原則には、次の10項目が明記された。1) 社会とスポーツにおける公正と平等、2) 施設設備、3) 学校とスポーツ、4) 参加促進、5) 高レベルスポーツ競技、6) スポーツにおけるリーダーシップ、7) 教育、トレーニングと能力開発、8) スポーツ情報と研究、9) 資源、10) 国内及び国際協力。

それから20年後の2014年に開催された第6回IWG世界女性スポーツ会議（ヘルシンキ）では、先の「ブライトン宣言」が更新され「ブライトン+ヘルシンキ2014宣言」が承認された。これに先駆けIWGは、「ブライトン宣言」に署名した団体や支持団体を対象とした調査結果を踏まえ、20年後の重点課題として、1) 保育の提供、2) 安全の確保、3) 引退後の女性アスリートの支援、4) 様々な役割における女性のリーダーシップ、を強調することとした。

2. 国際オリンピック委員会（IOC）における取り組み

IOCは1995年に「ブライトン宣言」に署名し、女性とスポーツに関するワーキング・グループを設立した（2004年に委員会に昇格）。翌1996年にスイスのローザンヌで第1回IOC世界女性スポーツ会議を開催し、IOCは、女性とスポーツに関わる様々な課題に対し、スポーツ政策に関わる団体や政府関係者と協力し合い、イニシアチブをとって進めていくことを表明した。以後、4年ごとに様々な場所でこの会議を開催している。

IOCにおける世界女性スポーツ会議の勧告の特徴の一つは、特に女性のリーダーシップに関して具体的な数値目標を掲げたことであろう。例えば、「2000年12月31日までに意志決定機関に少なくとも10%の女性代表者をおく」「2005年までに女性代表者の構成率を20%にする」などである（第2回会議、於パリ、2000

年）。しかし、これらの数値目標の達成は、発信元のIOCにおいてさえ容易なことではなく、続く第3回会議（於マラケシュ、2004年）では、「少なくとも20%の女性代表者をおく」目標が再確認された。

2008年北京オリンピックでは、女性選手の参加が45%になった。この年に開催された第4回会議（於ヨルダン・死海）で、IOC女性スポーツ委員会委員長アニタ・デフランツは、「もうIOCが女性のために何をするかが問題ではなく、女性がIOCやスポーツ界全体に対して何ができるのかが問題」であると挨拶し、量から質への戦略の転換を喚起した。

3. 国際連合における取り組み

第3回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（1999年）は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約」（1979）や前述の「ブライトン宣言」引用し、加盟国・地域やスポーツ団体が、地域的、国家的あるいは地方レベルにおいて、最大限、少女や女性の体育・スポーツへの関与を引き上げるための行動をとるべきことを強く主張した「プンタ・デル・エステ宣言」を採択した。

国連においてスポーツと開発に関する分野の活動を主導した「開発と平和のためのスポーツ国際ワーキンググループ（SDPIWG）は、『開発と平和に向けたスポーツの力の活用：各国政府への勧告』（2008）において、その一章を「スポーツとジェンダー」に割き、開発におけるジェンダー課題に対するスポーツの役割を説いた。この中では、スポーツがジェンダー規範を変えるツールになりうることが指摘されている。スポーツそれ自体が男性的領域として成立してきたゆえに、女性選手の存在自体が、深く刻み込まれた性別役割概念に疑問を呈するのだという。さらに、ジェンダー問題を男性選手が語るものが優れたロールモデルになることも指摘されている。

ユネスコでは現在、『体育・スポーツ国際憲章』の改訂が進められている。そこでは、ジェンダーや性的指向に基づく差別・暴力、性的搾取や人身売買などに対するリスクマネジメントの観点から人々の身体活動の環境整備を行うことが当然であるという認識が、すでに国際的には確立されていることがうかがえる。

セクシャル・マイノリティへのI O Cの対応

～取材現場からの報告

結城和香子（読売新聞）

I O C、セクシャル・マイノリティ、ソチ五輪、アジェンダ2020

国際オリンピック委員会（I O C）は、2014年12月の臨時総会で採択した五輪改革「オリンピック・アジェンダ2020」で、五輪憲章に定めるオリンピックの基本理念第6項に「性的指向によって差別されない」との文言を追加することをうたい、このほど憲章の改正を行った。国連人権宣言及び、欧州人権条約の精神に沿ったものだとしている。この改正は、14年2月にロシア・ソチで開かれた冬季五輪を前にプーチン大統領が、同性愛者に対する「差別的な国内法」（欧米報道、ロシア国内での評価ではない）を制定、欧米で人権問題だとする批判が高まったことへの「回答」である。

しかし、内部で取材をしていると、こうした人権問題へのI O Cによる対応には、常に建前と本音があることに気づかされる。ソチ五輪の同性愛問題にしても、北京五輪の中国人権問題にしても、I O Cは欧米のメディア・世論、政治リーダーシップによる批判や開会式等のボイコットという政治的な圧力を強く受ける反面、五輪開催国の国内政治問題には干渉できないという原則論との板挟みとなることが多く、恒常的な人権問題へのコミットメントというより、五輪が開かれる17日間、五輪に参加する者に対する保証を取り付ける、という形で妥協を図らざるを得ないからである。ソチの問題では当初、米国家安全保障局の情報収集手法を暴露したエドワード・スノーデン氏をかくまったロシアの動きが前段にあったため、これに対する報復で米国が動いた、との認識があった。ホワイトハウス高官の開会式出席取りやめ、同性愛者の著名な元スポーツ選手が代理指名を受けるに至り、政治的な意図を指摘する声がI O C内部で聞かれた。

I O Cが「五輪開催国の政治問題には干渉しない」立場を貫くのは、I O Cの究極の存在目的は五輪の存続であり、開催コストの高さに対する世論の批判で招致都市が辞退しかねない現状がある中、人権問題を抱えるか否かで開催都市を選んではいられないという本音があるからだ。8月1日に開催地決定投票が行われた2022年冬季五輪招致が、世論の批判が起きにくいという「特性」から、人権問題で批判を受ける中国・北京とカザフスタン・アルマトイの一騎打ちとなった

（4票差で北京が勝利）ことは記憶に新しい。ちなみにカザフスタンへの批判は、やはりセクシャル・マイノリティに対する人権問題だった。

I O C内部で、選手保護の観点からジェンダー問題に長く取り組んできたアニタ・デフランツ理事（米）らは、選手の五輪参加が性別、性的指向で差別を受けないようにするために最大限の努力を続けると語っており、セクシュアル・マイノリティ問題の対策に積極的に取り組もうとする動きは内部に存在する。2004年のアテネ五輪から認められた、性転換から2年経過した選手の参加容認の規則制定などは、その努力の成果のひとつだ。しかしここでも、欧米出身の委員とロシアやそれ以外の国々の委員では温度差が大きい。206の国・地域の五輪委から成るI O Cには、人権問題先進国とは言えない国々も少なくないことを付記しておく。

最後に、I O Cと国際スポーツ界が直面する課題として、キャスター・セメンヤ選手（南ア）の事例として近年表面化した性分化疾患（インターセックス）のような問題には、今も回答がないことに触れておきたい。これは女性と男性で種目を分けてきたという、近代スポーツの成立過程の根幹部分に関わるためだ。性的指向がどうであれ、もしくは性転換後の選手でも、男性もしくは女性の枠に当てはめることが可能だが、インターセックスの選手はその判断が極めて難しい。実は五輪史で悪名高い性別検査に関しても、DNAを分析して女性であることを確認する手法が廃止されたのは、「不正を働く者の摘発ではなく、自身が認識せずに性分化疾患等を抱えていた選手たちを暴く結果につながったから」（レンクビスト医事委員長、当時）だという。性別検査が、回答のない問題に突き当たったため、アンチ・ドーピング時の視認…という原型に戻った現実があることは、余り知られていない。

現在スポーツで、男女の別がなく競技が可能なのは、馬術など人体の運動能力が直接のカギを握らないものに限られる。ユース五輪などで創始されたミックスイベント（男女混合種目）にしても、男子何人、女子何人と定めてチームとしているものが多く、回答とはなっていない。

セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と日本の対応

高峰修 (明治大学)

キーワード: オリンピック・ムーブメント、セクシュアル・ハラスメント、予防対策

1. IOCによるSHAに対する取り組み

スポーツ領域におけるセクシュアル・ハラスメントや性的虐待 (sexual harassment and abuse: SHA) に関する調査研究は、ヨーロッパを中心に1990年代後半から始まり、2000年代に本格化したといえる。そしてそれら調査研究に基づき、国際オリンピック委員会 (IOC) の医事委員会は2007年に統一声明 “SEXUAL HARASSMENT AND ABUSE IN SPORT” を発表した。

IOCによるこの統一声明は以下の点に言及していることが特徴である:

- あらゆるメンバーはスポーツの環境において尊重され保護されるといった、安全なスポーツ環境を享受する権利を持つこと
- SHAは文化の違いを超えた人権侵害であること
- 競技者と指導者など周囲の人々との間には権力の相違があり、それがSHAの背景にあること
- 問題の予防対策にむけた強力なリーダーシップをスポーツ組織に求めていること

IOCによるSHAの問題に対する取り組みはその後、IOCのホームページ内の1枚のページにまとめられている。

<http://www.olympic.org/sha?tab=what-is-sha>

そこでは統一声明の内容に基づいて、SHAとは何なのか、SHAがスポーツ環境において如何にして起こるのか、グルーミングについて、SHAに直面した場合の対処法などについて説明されている。またこの問題をわかりやすく解説した1分程度のイラスト動画を視聴することもでき、そのページ自体が簡易版ガイドラインとしての役割を果たす。

2. ヨーロッパにおける動向

IOCの統一声明発表以降、ヨーロッパではSHAの問題に携わる研究者によるプロジェクトチームが組織され、ドイツスポーツ少年団との連携において、主としてヨーロッパ各国の予防対策の現状をまとめた冊子が公開されている。

<http://www.dsj.de/childprotection/>

そこではカナダとオーストラリアを含めたヨーロッパ10ヶ国における取り組みのタイプ、主体、ターゲットグループ、ステイクホルダー、取り組みを実施するための財源と人的資源などを明示しながら、具体的施

策について報告し、情報を共有している。

3. アメリカ合衆国における動向

アメリカ合衆国における興味深い取り組みの一つは、NCAA (National Collegiate Athletic Association) が作成したハンドブックである。

<http://www.ncaa.org/about/resources/mediacenter/news/ncaa-releases-new-handbook-addressing-sexual-assault>

このハンドブックにおいて注目すべき点は、大学という教育の場が性的暴行や暴力がなく安全で健康的であるために、大学スポーツ競技 (者) がいかに貢献できるかに焦点を当てていることにある。そこでは、各大学のスポーツ当局はキャンパスにおける一パートナーとして、大学キャンパスが抱える性的暴行や暴力の問題の解決に貢献できる、なぜなら大学スポーツは各キャンパスにおいてこうした問題を解決に導く特有のプラットフォームだからである、ということが主張されている。

4. 日本における対応

日本のスポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメントに関する取り組みとしてはまず、2002年に日本陸上競技連盟が策定した「倫理に関するガイドライン」がある。次いで2004年には日本体育協会 (日体協) が「倫理に関するガイドライン」を策定したが、これは日体協とその加盟団体を対象としたものであり、指導者や競技者など各対象に特化したガイドラインの作成には至らなかった。またこれら2件のガイドライン策定は、スポーツ界全体を巻き込んだ予防対策の動きにはならなかった。

近年では、2014年に日本体育協会が「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を作成した。セクシュアル・ハラスメントと性暴力はこのガイドラインにて反倫理的行為の一項目として位置づけられている。またこのガイドラインで述べられている差別の具体的事例には、性的指向や性自認も含まれる。

一方、日本オリンピック委員会の女性スポーツ専門部会では、2014年からセクシュアル・ハラスメントの問題に特化したガイドライン策定を検討している。今後、開催国NOCとして日本およびアジアのスポーツ界における取り組みのイニシアチブをとっていくことが期待される。